

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年3月23日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項に関し、国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

()

問2 (運行管理者資格者証)

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から3年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

()

問3 (欠格事由)

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

()

問4（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（ ）

問5（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができるが、運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃及び料金を変更することを命ずることはできない。

（ ）

問6（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

（ ）

問7（定義）

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

（ ）

問8（事業計画）

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載しなければならない。

（ ）

問 9 (届出)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした運輸支局長に届け出なければならない。

()

問 10 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

()

問 11 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

()

問 12 (自動車車庫の位置)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設しなければならない。ただし、自動車車庫を営業所に併設して設けることが困難な場合において、当該自動車車庫を当該営業所から自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号に規定する距離を超えない範囲で設けるときは、この限りでない。

()

問 1 3 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

()

問 1 4 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第 5 0 条第 1 項の規定により選任した整備管理者であって、最後に地方運輸局長が行う研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日を経過した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

()

問 1 5 (運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し、電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

()

問 1 6 (適正な取引の確保)

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

()

問 1 7 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者に、国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

()

問 1 8 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(「運行管理規程」という)を定めなければならない。

()

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後100日以内に提出しなければならない。

()

問 2 0 (報告書の提出)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、その使用する自動車について、前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日から60日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 2 1 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

()

問 2 2 (使用者の点検及び整備の義務)

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

()

問 2 3 (進路の変更の禁止)

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、注意して進路を変更しなければならない。

()

問 2 4 (乗合自動車の発進の保護)

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

()

問 2 5 (事業者等の責務)

事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、荷主が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

()

II. 次の問 2 6 から問 2 9 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (事業計画の変更の届出)

事業計画の変更について、次のア～オの中で届出事項に該当するものを 2 つ選び記入してください。

- ア. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- オ. 営業所又は荷扱所の名称の変更

() ()

問 2 7 (認可)

次のうち、一般貨物自動車運送事業に関する次の申請のうち、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとして誤っているものを 1 つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 法人の合併及び分割
- イ. 事業の休止及び廃止
- ウ. 事業の譲渡し及び譲受け

()

問 2 8 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項として正しいものを2つ選び、
() 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする
こと。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、
1年間についての拘束時間が3516時間を超えない範囲内にお
いて、320時間まで延長することができる。
- イ. 勤務終了後、継続16時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘
束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とする
こと。
- エ. 連続運転時間は、2時間を超えないものとする。

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和4年3月23日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (事業の適確な遂行) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項に関し、国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

(第24条の4第1項第1号) (○)

問2 (運行管理者資格者証) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から3年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

(第19条第2項第1号) 3年→5年を経過しない者 (×)

問3 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1号) 1年→5年を経過しない者 (×)

問4 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(第9条第3項) (○)

問5 (事業改善の命令) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができるが、運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃及び料金を変更することを命ずることはできない。

(第26条第1項第1号、第5号) 当該運賃及び料金を変更することを命ずることができる。(×)

問6 (輸送の安全) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

(第17条第2項) (○)

問7 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは一般区域貨物自動車運送事業、一般路線貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。

(第2条第1項) 一般貨物、特定貨物、貨物軽 (×)

問8 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員(「乗務員」という。)の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載しなければならない。

(第2条第1項第5号) (○)

問 9 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした運輸支局長に届け出なければならない。

(第 4 4 条第 1 項第 1 号) 国土交通大臣又は地方運輸局長 (×)

問 1 0 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

(第 7 条第 4 項) (○)

問 1 1 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

(第 3 条第 6 項) 運行管理者は当該乗務員を乗務させないこと。

(×)

問 1 2 (自動車車庫の位置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設しなければならない。ただし、自動車車庫を営業所に併設して設けることが困難な場合において、当該自動車車庫を当該営業所から自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号に規定する距離を超えない範囲で設けるときは、この限りでない。

(第 6 条) (○)

問13 (貨物の積載方法) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(第5条) (○)

問14 (整備管理者の研修) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって、最後に地方運輸局長が行う研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日を経過した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(第3条の4第2号) 研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日
(×)

問15 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し、電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

(第9条の3第2項) (○)

問16 (適正な取引の確保) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

(第9条の4) (○)

問 1 7 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者に、国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第 2 3 条第 1 項第 3 号) (○)

問 1 8 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程(「運行管理規程」という)を定めなければならない。

(第 2 1 条第 1 項) (○)

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎事業年度の経過後 1 0 0 日以内に提出しなければならない。

(第 2 条第 1 項) 毎年 7 月 1 0 日までに提出しなければならない。

(×)

問 2 0 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、その使用する自動車について、前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日から 6 0 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第 3 条第 1 項) 6 0 日→3 0 日 (×)

問 2 1 (有償運送) 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(第 7 8 条第 3 号) (○)

問 2 2 (使用者の点検及び整備の義務) 【道路運送車両法】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(第 4 7 条) (○)

問 2 3 (進路の変更の禁止) 【道路交通法】

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、注意して進路を変更しなければならない。

(第 2 6 条の 2 第 2 項) 進路を変更してはならない。 (×)

問 2 4 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(第 3 1 条の 2) (○)

問 2 5 (事業者等の責務) 【労働安全衛生法】

事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、荷主が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

(第 3 条第 1 項) 国が実施する施策 (×)

II. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26（事業計画の変更の届出）

事業計画の変更について、次のア～オの中で届出事項に該当するものを2つ選び記入してください。

- ア. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- オ. 営業所又は荷扱所の名称の変更

(貨物自動車運送事業法第9条、施行規則第2条、第5条、第6条、第7条) (イ) (オ)

問27（認可）【貨物自動車運送事業法】

次のうち、一般貨物自動車運送事業に関する次の申請のうち、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとして誤っているものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 法人の合併及び分割
- イ. 事業の休止及び廃止
- ウ. 事業の譲渡し及び譲受け

(第30条) イ：法32条により届出 (イ)

問28（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間について定められている事項として正しいものを2つ選び、
() 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- イ. 勤務終了後、継続16時間以上の休息期間を与えること。
- ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。
- エ. 連続運転時間は、2時間を超えないものとする。

(第4条) イ. 継続8時間以上の休息期間、エ. 連続運転は4時間を超えない (ア) (ウ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R4.3	
受験者数	11	
合格者数	10	